

開発行為等手数料一覧表

令和 6 年 10 月 1 日 現在

項 目	金 額	備 考
開発行為許可申請手数料	(円)	
1) 自 己 用		
0. 1 h a未満	8, 6 0 0	
0. 1 ~ 0. 3	2 2, 0 0 0	
0. 3 ~ 0. 6	4 3, 0 0 0	
0. 6 ~ 1	8 6, 0 0 0	
1 ~ 3	1 3 0, 0 0 0	
3 ~ 6	1 7 0, 0 0 0	
6 ~ 1 0	2 2 0, 0 0 0	
1 0 h a以上	3 0 0, 0 0 0	
2) 自己の業務用		
0. 1 h a未満	1 3, 0 0 0	
0. 1 ~ 0. 3	3 0, 0 0 0	
0. 3 ~ 0. 6	6 5, 0 0 0	
0. 6 ~ 1	1 2 0, 0 0 0	
1 ~ 3	2 0 0, 0 0 0	
3 ~ 6	2 7 0, 0 0 0	
6 ~ 1 0	3 4 0, 0 0 0	
1 0 h a以上	4 8 0, 0 0 0	
3) そ の 他		
0. 1 h a未満	8 6, 0 0 0	
0. 1 ~ 0. 3	1 3 0, 0 0 0	
0. 3 ~ 0. 6	1 9 0, 0 0 0	
0. 6 ~ 1	2 6 0, 0 0 0	
1 ~ 3	3 9 0, 0 0 0	
3 ~ 6	5 1 0, 0 0 0	
6 ~ 1 0	6 6 0, 0 0 0	
1 0 h a以上	8 7 0, 0 0 0	
開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。 ただし、その額が87万円を超え るときは、その手数料の額は 87万円とする。	
開発行為に関する設計の変更	開発区域の面積に応じ新規許可申請手数料に10分の 1 を乗じて得た額	
新たな土地の開発区域への編入	新たに編入される開発区域の面積に応じ新規許可申請手数料と同額	
その他の変更（工事施行者の変更・工区の変更等）	1 0, 0 0 0	
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	4 6, 0 0 0	
予定建築物以外の建築等許可申請手数料	2 6, 0 0 0	
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料		
0. 1 h a未満	6, 9 0 0	
0. 1 ~ 0. 3	1 8, 0 0 0	
0. 3 ~ 0. 6	3 9, 0 0 0	
0. 6 ~ 1	6 9, 0 0 0	
1 h a以上	9 7, 0 0 0	既存集落、既造成、 既存建物の建替え等
開発許可を受けた地位の承認の承認申請手数料		
自 己 用	1, 7 0 0	
自己の業務用	2, 7 0 0	
そ の 他	1 7, 0 0 0	
開発登録簿の写しの交付手数料（各図書につき）	4 7 0	
優良宅地造成認定申請手数料	8 6, 0 0 0	0. 1ha未満は（市） 0. 1ha～1ha未満（都計） 1ha以上（県）
工事完了公告以前の建築（建設）承認申請手数料	開発区域の面積に応じ新規許可申請手数料に10分の 1 を乗じて得た額	
開発行為又は建築に関する証明書等の交付手数料		
都市計画法の規定に適合しているもの	6, 0 0 0	
都市計画法の許可を受ける必要がないもの	5 0 0	

※流山市手数料条例
別表第 1 4 都市計画法関係参照